福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度について

これまで大崎町では介護保険による福祉用具購入費及び住宅改修費の支給方法を、利用者が費用の全額（10 割）を事業所に一旦支払い、その後に大崎町から保険給付分（９割、８割または７割）の支給を受ける「償還払い」のみとしていましたが、利用者の一時的な負担を軽減するために、「受領委任払い（※）」を開始することとなりました。

これにより、利用者は従来の「償還払い」に加え、「受領委任払い」を選択できるようになります。

※受領委任払いとは、利用者が自己負担割合（１割、２割または３割）に応じた分の金額を事業所に支払い、保険給付分（９割、８割または７割）を大崎町から事業所に直接支払う方法です。なお、この受領委任払いは大崎町に受領委任払いの事業所として登録している事業所を利用した場合にのみ適用されます。

償還払いと受領委任払いの違い

（自己負担割合１割の利用者が10万円の住宅改修を利用した場合の例）

